

令和4年度 事業計画書

I 基本方針

人口減少、少子高齢化が進行する我が国は、高齢化率が既に28.6%に達しており、シルバー人材センター(以下「センター」という。)は健康で働く意欲のある地域の高齢者の臨時的・短期的な就業と雇用の促進を図るため、個人・家庭をはじめ各種団体、企業、公共から多様な就業機会を確保し提供しているところです。

一昨年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、雇用情勢をはじめ社会経済活動は大きな打撃を受け、当センターにおいても会員数や契約額が減少するなど様々な影響を受けましたが、引き続きその状況を注視しながら、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っていく必要があります。

少子高齢化の進行、地域における人手不足、政府が進める高齢者就業施策の方向性を踏まえた上で、会員拡大の推進を核に据え、女性会員の拡大、未就業者を減らすことなどによる退会抑制、新しい生活様式に対応した多様な就業機会の開拓、センターの適正な運営などを重点的に推進していく必要があります。

とりわけ、会員の拡大については、会員は組織の基盤であり、安定した持続可能な事業運営の根幹であることから、地域社会や経済のニーズに応え、地域の担い手、働き手として活躍することにより、地域で頼りにされる存在感のあるセンターを目指す必要があります。

また、会員をはじめ関係者の創意工夫の下、人手不足分野等での就業機会の維持・開拓、マッチング機能、ふるさと納税の返礼品として空き家管理や墓地清掃等を当該返礼品としての代行サービスの作業をセンターが受託するなど、新たな就業機会の創出を図ります。

さらに、会員の高年齢化、重篤事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取組みを強化するとともに、新型コロナウイルス感染拡大の防止や健康確保等について適切な対応を図ります。

本年度は、令和5年1月に設立40周年を迎える節目となります。更に当センターに対する地域の期待に応えていくため、新型コロナウイルス感染症の動向にも留意しつつ、本計画に掲げた具体的な取組みを推進してまいります。

【重点項目】

1. 会員の拡大の取組み
2. 未就業会員の解消の取組み
3. 安全・適正就業の更なる推進
4. 就業機会の維持・拡大及び新たな就業、独自事業の創出の取組み
5. シルバー事業の事務改善・効率化の取組み
6. 地域班、職能班・就業グループなど会員の組織活動の活性化
7. センターの適正な運営
8. 地域高齢者の就業等により社会参加ができる環境整備の連携

【令和4年度事業の基本目標】

1. 会員数 640人

2. 契約金額 224,290 千円

(1) 受託事業

- ① 契約金額 184,050 千円
- ② 就業率 80%
- ③ 就業実人員 512人

(2) 派遣事業

- ① 契約金額 40,240 千円
- ② 就業率 80%
- ③ 就業実人員 112人

II 事業実施計画

1. 会員の拡大の取組み

会員は組織の基盤であり、安定した持続可能な事業運営の根幹であることから、会員拡大により働きたい高齢者の増加に対応し、地域社会や経済のニーズに応え、地域の担い手、働き手として活躍することにより地域で頼りにされる存在感のあるシルバーを目指す。

- (1) センター事務局と会員が一体となった組織的な会員入会活動の取組み
- (2) 女性会員、センターの実情に応じたターゲットの設定等による入会促進
- (3) 会員が抱いている不満の一つでもある未就業者を減らすことなどによる退会抑制の取組み
- (4) 新規入会説明会の内容、回数等の改善
- (5) 入会希望者の入会プロセスの迅速化、会費負担の軽減、就業機会の早期提供
- (6) 積極的な広報によるシルバーのイメージの転換・向上
- (7) 全シ協の掲げた「会員100万人計画」の目標数値達成への取組み
- (8) 魅力あるセンターづくり

就業先の開拓、講習会・フォーラムの開催、会員のニーズにあった独自事業の展開など、魅力あるセンターづくりに努める。

2. 未就業会員の解消の取組み

未就業会員の解消は、シルバー事業における基本的な取組みの一つです。高齢者の方々にとって生きがいを持って働くことを中心に魅力を備えたシルバー事業の展開が求められます。

(1) 未就業会員の解消と多様な就業ニーズの掘り起こし把握

長期就業会員及び同時期に重複して就業している会員について、就業している会員の変更を適正に行うことにより、就業の機会をシェアし広く就業希望者の就業機会を増やしていくことに努める。

また、事務局だより、電話連絡等により、会員に情報提供をして就業がマッチングできるよう努める。

(2) 「臨短軽」の就業についてのフォローアップ体制の構築

入会後に就業の必要な情報を会員に提供するなどフォローアップを継続して行う。

3. 安全・適正就業の更なる推進

従前からの安全・適正就業の更なる推進を進めます。

- (1) 危険と思われる作業については、高齢者である会員が行うという認識の下、発注者に説明の上お断りするなど、会員が安心して就業できる環境整備に努める。
- (2) 新型コロナ感染防止行動の徹底、危険な作業に対する防護物品の導入、作業中の事故情報について事務局だよりなどを通じて情報共有するなど、安全対策の徹底を図る。
- (3) 委員会活動も通じた安全・適正就業の周知徹底
安全管理委員会、職能班・就業グループ会議を開催し、連合会の安全・就業指導員の指導を仰ぎながら、安全・適正就業の周知徹底を行い傷害・賠償事故の撲滅を図る。
- (4) 受注契約及び「受託事業」「職業紹介事業」「労働者派遣事業」など就業形態の適正化点検
連合会との連携により受託事業の点検を行い、労働者派遣事業に切り替えるなど適正化に努めていく。
- (5) 就業に係る接遇、対応法・技術等の研修の実施
就業に係る各種研修について、連合会、関係自治体と連携して実施していく。

4. 就業機会の維持・拡大及び新たな就業、独自事業の創出

就業機会を維持するとともに、就業機会の拡大に向けて、会員の就業ニーズ等を把握し、また、新たな生活様式に対応した多様な就業機会を新規に確保する。

5. シルバー事業の事務改善・効率化の取組み

シルバー事業の事務改善・効率化により、会員の利便性、事務局職員の事務の軽減などと併せて、就業開拓、未就業の解消の取組みなど、優先度の高い分野への人材を投入し、当センターの運営を改善していく。

- (1) 就業している方(派遣を除く。)の配分金から会費を差し引くことにより納付できるようにする。
- (2) 発注者の請求金額の支払方法としてコンビニ収納サービスを導入することにより、収納の消込、請求書発送業務を効率化するとともに、発注者の支払方法を多様化し利便性を図る。
- (3) ICT(情報通信技術)を活用して会員への通知、業務連絡の調整の効率化を図る。

6. 地域班、職能班・就業グループなど会員の組織活動の活性化

- (1) 地域班、職能班等、女性部などの組織活動の実践と活性化
- (2) 自主的・主体的事業運営のあり方についての支援と実行
- (3) ボランティア活動のほか多様な社会参加活動の促進
- (4) 組織活動助成金の効果的な交付及び活用

7. センターの適正な運営

(1) 効率的な財政運営の実現

国・市・村の補助金を最大限確保するとともに、当センターの運営状況を勘案し、事務費率、配分金等見積基準単価等の見直し、未収金の適正な管理による経常収益の確保、経常経費の節減などにより、シルバー事業の実施及び法人経営に要する適正な費用を償う効率的な財政運営に努める。

(2) 適正な事務執行体制の確立

当センターの安定的かつ適正な事務執行体制を確立するため、業務に精通し将来を展望できる職員等の人材育成が不可欠である。このため、事務処理に当たっての専門的知識、技能習得、IT化、人材の確保など、事務局機能の強化に努めます。

(3) 消費税に係るインボイス制度(適格請求書等保存方式)導入への対応

令和5年10月から消費税額の計算にインボイス制度が導入されると、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が出てくる。このため、会員に支払う配分金に影響が出ることが想定されることから、関係機関と連携協調しながら、入念なシミュレーションによる安定的な事業運営が可能となるよう対応を検討する。

(4) 連合会組織との事業連携の取組み

労働者派遣事業、安全・適正就業を中心に連合会と連携し、シルバー事業の円滑な推進に努める。

(5) 公益法人としての事業の公開性・透明性の確保・促進

ホームページ、事務局だよりを活用した情報の公開、理事会及び理事懇談会の会員の傍聴を可能にし、また、理事懇談会を定例化し、事業実績、収支状況などの情報を提供し情報の共有化を図る。

8. 地域高齢者の就業等により社会参加ができる環境整備の連携

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、令和3年4月から70歳までの就業機会確保が企業の努力義務とされ、65歳を超えてなお生涯現役として就業等の社会参加ができる環境整備の一助になるよう設置された「米子市生涯現役推進協議会」の生涯現役促進地域連携事業との連携を図ります。